

令和2年 第15回香芝市教育委員会会議（12月定例）会議録

日時 令和2年12月23日(水)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 關野 英明
委員 山田 綾子

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長 澤 和七
教育総務課長 隈崎 倫夫
学校教育課長 廣見 敦志
こども課長 上平 直美
生涯学習課長、青少年センター所長兼任 山下 隆次
市民図書館長 大橋 典子
学校教育課指導主事 竹田 治郎

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 おはようございます。教育委員会会議(12月定例)を招集させていただきましたところ、委員各位におかれましては何かとお忙しいところでございますけれども、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、携帯電話の取り扱いに関するガイドラインにつきまして提案をさせていただきます。何卒慎重ご審議の上原案可決賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより令和2年第15回香芝市教育委員会会議(12月定例)を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにして下さい。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条に

より写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、田中委員と三岡委員をお願いいたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私のほうから報告をさせていただきます。令和2年11月30日～本日（12月23日）までの私の動静につきましてご報告申し上げます。

11月30日でございますけれども、第14回香芝市教育委員会会議の終了後、午後からは「いのちの大切さを考える研修会」を開催いたしました。今年は、帝塚山大学の心理学部の神澤先生をお招きし、子どものSOSに気づいたらと題して、自殺予防の講演をいただきました。委員の皆様にもご参加をいただき、誠にありがとうございました。

月が替わりまして12月1日は、大和高田ロータリークラブより、香芝北中学校の吹奏楽部に対し活動物品をご寄贈いただきました。同ロータリークラブは毎年、地域に様々な形で公金をされておりまして、本年は香芝北中学校にご寄贈いただいた次第でございます。

2日は、智弁学園の奈良カレッジの男女が駅伝の全国大会に出場報告に来てくれました。市長と共に激励を行いました。

4日は、いじめ不登校等対応委員会が開催され、香芝東中学校での事象についてその内容の確認と今後の対応について協議が行われました。また、午後からは香芝中学校のふたかみ学級の子どもたちが毎年制作してくれておりますカレンダーを届けてくれました。子どもたちのそれぞれの思いや制作にあたり苦勞した点などを聞かせていただきました。

7日から第6回香芝市議会が開会されました。このことに関しましてはまた後程、部長より報告をいただきたいと思っております。

9日は総務企画委員会が、10日は福祉教育委員会が、11日は建設水道員会が開催されました。

15日、16日は一般質問が行われ、今回も教育に関し多くの議員よりご質問をいただきました。また、16日は議会終了後に完成間近の総合体育館を視察していただき、ご意見等もいただいたところでございます。委員の皆様にも委員会終了後、視察をお願いしたいと思います。21日はコロナウイルス対策本部の会議があり、市内においても感染者数が増加している状況から改めて注意喚起の確認が行われました。教育委員会といたしましても学校と特にクラブ活動についての周知徹底をお願いしているところで

ございます。また、午後からは少年の主張作文の表彰式を行い、優秀賞に選ばれました10名の児童生徒に福岡市長より表彰をしていただきました。お手元にその作品の文集が届いているかと思えます。

22日は教職員の人事異動が始まりますので、その人事異動に関するヒアリングを各学校長とさせていただいたところでございます。

そして本日第15回の教育委員会会議となっております。

諸報告は以上でございます。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

質問等がございませんので、日程5に進みたいと思えます。

日程5(1) 香芝市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて

教育長 案件(1)議第18号「香芝市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。只今、提案になりました議第18号「香芝市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」につきまして、提案理由説明を申し上げます。

令和2年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」において、学校への携帯電話の持込みについては原則禁止としますが、一定の条件の基一部認めるという考え方が示されました。

その後、奈良県教育委員会より学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインの通知があったことを受け、香芝市教育委員会としましても香芝市立学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインを作成し、これをお諮りするものでございます。

議案書の2ページから8ページまでをご覧ください。小学校については自宅までの距離が、法令上4キロメートル以内と近距離であるということや、分団での登下校により時刻がほぼ決まっているため、これまで通り原則禁止といたします。中学校につきましては原則禁止といたしますが、一定条件の基、一部容認することとします。理由については、自宅までの距離が法令上6キロメートル以内で、小学校よりも長く、登下校は個人単位、部活動等で下校時刻が遅くなる可能性も高いといったことがあげられるためでございます。一定の条件としまして、議案書の2ページ中段下あたり、4ページ下段あたりに書いてございます、①から④の内容になります。今後の予定といたしましては、可決いただいた上で令和3年度からの実施にむけて、各校で本ガイドラインに則して、議案書6ページに書かせていただいておりますような例にありますように取り扱いにおけるルールを各校で作成していただき、市教委とも協議、調整をして議案書の7ページにありますような形で保護者に通知をさせていただいた後、令和3年度4月より進めて参りたいと考えております。何卒、慎重審議いただきまして、原案可決賜りますようによろしくお願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 すみません。全ページいろいろ細かく読ませていただきました。まず、感想を述べさせていただきたいと思えます。今回、ガイドラインを作るにあたって、学校と家庭

の位置づけの部分が、果たしてこの形がよいかというのが個人的には疑問を持っています。あくまでも、これを読んでいると、学校現場が主体になっているように、私個人的には読めてしまいます。これは特別な事情による場合において、保護者からの要請で児童生徒が学校までの途中、携帯電話を携帯するという部分でありますので、もっと学校の部分の規定をシンプルにするべきではないかと思えます。例えば考えられるのは、こういう文章の中で学校と家庭が共同してであったり、有用な文章がかなりたくさんあるのですが、あくまで原則論として家庭でもらうべきではないかという部分がたくさんあるかと思えます。細かいところまで言いますとかなりの時間となってしまうので大まかなことしか言えませんが、そういう部分で学校における部分はもっとシンプルな形の表現でよいのではないかと思えます。

それとあともう一つ、私が読む分にはリテラシー教育の部分がこの内容に相当含まれているかと思うのですが、これは学校としてそれをするのであれば、全生徒に対して携帯を持ってきている、持ってこないに関わらず、例えば何らかのホームルームの中でするかという部分でこなせる範囲であって、ここにわざわざ記載する必要はないのではないかなと、例えば5ページの5番、6番あたりの部分もあえてこういった記載にする必要があるのかどうかと思えます。

あと、全体的な6ページ7ページくらいに来た時にもう一つ思うのが、例えば7ページの間ぐらい携帯電話の適切な使い方についての部分なのですが、ここらも例えば1番や3番もここに書く必要があるのかどうかと思えます。書いて悪いとは思わないのですが、これは学校に持ってくる、持ってこない以前の問題として、家庭でもともと対応をしてもらわないといけない部分だと思えます。こういう部分はできるだけ省いていって、その規定としての部分をもっとシンプルに絞りこんでいったほうがよいのではないかと思えます。

それと、適切な使い方とかその下の管理及び責任についての部分ですが、この内容自体も果たして順番がこの1から6でいいのかです。学校に持ってくるにあたって例えば携帯電話の適切な使い方について考えるのであれば、例えば1番と3番を省いてしまって、2番、6番、4番、5番のような順番の方がもっと有効なのではないかと思えます。それからその下の携帯電話の管理及び責任については、例えば1番の後半のアプリについて、ここはどうかという部分があるのですが、あえて1番は省いてしまって、逆にこれも順番でいうと6番、4番、2番、5番、3番くらいの並びでよいのではないかと思えます。文章を読んでいると、学校主体になりすぎていて、現場の負担が大きすぎるのではないかという気がします。そういう部分で、学校内では使わせない、それから職員室に預ける、ルールに従わない場合の規定のこの3つくらいがあれば基本的には良いのではないかと思えます。以上ですが、個人的に思った部分を述べさせていただきます。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。おっしゃる通り家庭での使い方も含めた内容の記述になっている部分が多くございます。それは、こういった形で出させていただくことで、家庭への注意喚起も含めた通知というような形で、家庭にも一定、学校での指導の中身であったりとか、家庭でのルール決を進めていただくような啓発も含めての通知という形でございましたので、そのような形でさせていただいたところがございます。いただいたご意見として少し精査させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。今回私も読ませていただきまして、携帯電話の持込を原則禁止と

ということですが、やむを得ない事情により、許可するというので、先生方の日々の業務で本当に多忙を極めていらっしゃる上でさらなる負担にならないかなというのを懸念しております。また職員室での管理方法なのですけれども、やはり金庫に入れるということになってくるのでしょうか。やはりスマートフォン1台と価格が高いものでございますので、万が一外部の人が職員室に入ってきて盗難といったことになる大変ですので、その辺りの管理方法というのも難しいと思います。

メディアの方では今年の夏くらいから中学校において携帯電話の持込が解禁になるなど取り上げられて、世間では高校のように簡単な申請書を提出すれば大丈夫と安易に捉えがちですけれども、原則では禁止という趣旨をしっかりと生徒並びに保護者に理解してもらうことが大切だと思います。私も携帯電話の使用というのは中々家庭で指導してもルールを決めても子どもが守らない、またフィルタリングに関しましても、今子どもたちがネットで検索をすれば簡単に解除方法が出てきます。子どもたち自身が解除をすることが可能になっているようで、保護者の方からも何とか学校に指導してほしいという思いもあるので、中々学校の負担がこれからますます大変になってくるのではないかと思います。以上です。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。ご意見としては、どのような管理になるかとご質問があったかと思いますが。議案書の7ページの例としては、登下校中はカバンの中に入れて所持、登校後は先ほど仰っていただいたように、職員室にて教職員に預けるといような学校の指示に従うような形でさせていただこうと考えております。いずれにしても、同意確認の在り方も含めて管理や取り扱いなど中学校によって違いがあってもいけませんので、その辺り各校で連絡調整、市教委も入りながらきちとした管理の方法で徹底して参ります。それから仰っていただいたような、どういった場合に認められるかということについても丁寧に周知を図って参りたいと思います。ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。關野委員。

關野委員 携帯電話の持込についてですが、こういう世の中ですので必要な方はおられるのではないかと思いますので、認めざるを得ないのかなと思います。ただ、先ほど話に出てますように購入して持たすのは家庭ですので、やはり家庭の責任は非常に大きいと思います。ですから、学校の負担もできるだけ少なくするような形がよいと思います。何か事があつたら、これは学校で指導ということが最近は多いですので、そうなる今働き方改革といっている中で、学校の教師の負担がものすごく大きくなってしまいますので、できるだけ負担がないように、先ほどの6番とか事細かく書いていますけれども、今の子どもや保護者は細かく書かないとわかりません。なので、私はこれくらいきっちり細かく書いていった方がいいと思います。

少し細かい質問になりますが、文章のところで気になる点がありました。まず、携帯電話の学校への持込とあります。そして7ページの携帯電話を持たせる場合とあります。これはあくまで、見本ですので、最後の8ページのところで最初の3行くらいですが、次の事項に同意することを条件に保護者の責任の基、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいとありますので、これだけの同意確認ですので、これは学校へ携帯電話を持っていかすことを認めさせてほしいと、これは登下校中の携帯電話だけの所持というように捉えてしまいますので、では校内ではどうするのかとなり、登下校中の携帯電話の所持という形で限定されているように感じます。そこが少し気になりました。

それから、2ページの学校で一時的に預かったりする等の等とありますけれども、

預かるもしくは生徒がカバンに入れて保管するという形で理解すればよいですか。それが6ページのところの学校における携帯電話の取り扱いに関するルールですね。その2番目のところで学校は職員室に預けるように指導するという形になっていますので、これは1つの例だと思うのです。学校によっては預けるか本人が保管させるかという形になるかと思います。少しその辺りのところで気になります。

そうすると、細かいところはいっぱいあるのですが、直接6ページのところを話しますが、香芝市立中学校における携帯電話の取り扱いに関するルールとありますが、これは1から7まですべて、学校はとなっています。その中学校の中でその学校名を毎回入れているのは少し気になります。なので、ここは簡単に、生徒は校内で携帯電話を使用しない、次の2番目の方は職員室に預けるのならば職員室に預けることという形でやった方がいいのではないかと思います。

この次の登下校中の携帯電話の取り扱いというところで3番目ですが、登下校中に携帯電話を目的外の目的外というのが1の目的以外とかという表示の方がいいのではないかと思います。それから、登下校時に危険となるような行為とありますが、それはどのような行為があるのかと思いました。あと何点かありますが、とりあえずここまでの質問でお願いします。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。登下校中における所持であったり、持込であったり言葉の揺れもでございますので、その辺りは、文言について精査させていただきたいと思えます。それから、ご指摘にあったような文章表記ですが、もう少しわかりやすく端的に示せられるように、もう一度確認させていただきたいと思えます。

それから先ほど言っていた所持の方法につきましては先ほども申し上げましたとおり、学校とも協議をしながら統一感をもって進めてまいりたいと思っておりますので、例としては示させていただいておりますが、決まり次第丁寧に周知して参りたいと思えます。ありがとうございます。

教育長 關野委員。

關野委員 あと何点かあります。2ページのところですが、最初に携帯電話学校における教育活動に直接必要ないものであるとありますが、原則必要でないものである方がいいのではないですか。直接でしたら、何らかの形で間接的に必要なのかなど、その部分が行間に残りますので先ほど学校教育課長が言われましたように、原則必要ないものであるという形でいったらいいのではないかという気がします。

それから、次の中学校の場合の①です。生徒が自らを律することのできるルールを、とありますが、これはどこに繋がっていくのですか。ルールを設けることですか。それとも、学校の他協力して作る機会を設けることですか。このルールというのがどこに繋がっていくのかという解釈が難しいかなと思えました。

それと④のところで携帯電話の規則性や正しい使い方を家庭や学校で指導することとあり、家庭で指導するというのはいいのですが、学校で指導するというのは、集会をして携帯電話について話すのですか。そうすると教師の負担が増えると思えます。なので、生徒個人的に指導をするのかということをお聞きしたいです。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ご指摘ありがとうございます。直接必要でないものという標記につきましては、国や県の標記と合わせているところではあるのですが、またそれが適しているかどうかについては精査して参りたいと思えます。

それから①から④につきましては、学校と保護者、生徒間で合意していくような1つの条件事項としての形で書かせていただいている内容でございますので、基本的には全体でというよりは、それを認めるときにしっかりと話し合いをもつということをごに記させていた文章でございます。文章の中身がわかりにくいというご指摘もいただきましたので、その辺りはもう一度見ていきたいと思っておりますけれども、家庭や学校で指導することにつきましては生徒と学校保護者の間での合意でございますので、このままの形で進めては参りたいと思っておりますのでございます。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 今回の①ですが、これを読んだらそのルールを協力して作る機会を設けることという形でとってしまうと、機会を設けるだけであり、ルールを作りなさいとはっきりと明示はされていません。そこが気になっています。

それと、5ページの下から4行目です。学校等は児童生徒をネット上のいじめの犯罪から守ると、引き続き保護者をはじめとする関係者に対してとありますが、その学校等というのは、学校だけのことでいいのですね。保護者をはじめとする関係者とありますが、関係者というのはどういう人たちが対象になりますか。そこが疑問に思いました。以上です。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩開始)

(午前10時38分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。学校教育課長。

学校教育課長 休憩をとっていただきありがとうございます。ご指摘いただきました箇所につきまして、学校等といいますのは学校を含め、警察といったような関係する機関と連携しつつ、いじめや犯罪被害から守るように保護者をはじめとする関係者に対し利用促進をするように啓発していくというようなことでございます。

それから保護者をはじめとする関係者と申しますのは、例えば地域あるいはコミュニティといった繋がりの方々に対してもというような意味合いで書かせていただいております。いずれにいたしましても、ご指摘いただきましたように、携帯電話の所持に関するガイドラインということでありますので、内容自身が少し様々なところに波及しているような書き方になって当初の目的がぼやけているのではないかとというような全体のご指摘かと思っておりますので、そういったところが特段でないようにこちらもう一度精査して参りたいと思っております。ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。關野委員。

關野委員 気になったのは、携帯電話を持ってきて学校に預けたとします。そして預かった中で故障や破損したとなった場合の責任問題についてです。生徒が持っている分についての責任は生徒個人です。私も学校で携帯電話を預かったことがあるのですが、終礼の時にみんなに返して行って大丈夫かという形で返したこともあります。その場合、学校が預かってる最中での破損については書いていませんので、これははっきりとしておかないと先生方が大変だと思います。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。教員の負担にならないようにということで、細かいところまで見ていただきまして、大変助かります。例としましては、児童生徒に携帯電話を持たせる場合は登下校中及び校内における携帯電話の破損、紛失、個人情報の漏洩等については保護者の責任というような形で書かせていただいておりますので、基本的には学校で管理している間も保護者の責任という形で同意していきたいという方向で考えております。

教育長 關野委員。

關野委員 それは保護者に対しては難しいのではないのでしょうか。学校で預かっていて、学校で破損したのだからそれは学校の責任だと保護者の方は言うのではないのでしょうか。それはきっちり同意してもらえたらいいですが、同意しても後で手の平を返す親は多いと思います。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。まだ出しているものではございませんので、その辺りも含めてまた協議をさせていただきながら同意書については、また考えたいと思います。以上です。

教育長 他にございませんか。質問がないようですので質疑を打ち切ります。本案につきまして採決を行います。今いただいたご意見の内容もでございますが、大筋としてこのガイドラインの概要等にも記載しておりますように、この内容等につきましては、ご承認をまずいただきたいと思います。今、細かいご指摘をいただいた部分につきましては、また加筆修正を加えながら、次回の教育委員会会議に参考資料としてお示しをさせていただきたいと思います。ですので、本日はこの中身について一応ご審議をいただいたということで採決をさせていただきたいと思います。それでは、本案につきましては、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。異議がないようでございますので、原案のとおり可決いたします。

日程5 案件(2) その他

教育長 続きまして、案件(2)その他として、各課より報告があればお願いします。教育部長。

教育部長 失礼いたします。私の方からは、先に行われました12月議会の概要についてご説明をさせていただきます。まず、期間でございますけれども、12月7日から18日までの12日間でございます。提出されました議案は、追加議案も含めまして全部で20議案、教育委員会から上程した議案はございませんでしたけれども、補正予算といたしましては総額7352万7千円の増額補正をお認めいただいたところでございます。補正の主な内容といたしましては、これは先の教育委員会でも報告させていただいたところでございますけれども、小中学校の学校再開の追加支援といたしま

して2350万円、また校務支援システムに係る端末導入代金ですが、これは当初令和3年度の導入予定であったものの前倒し導入でございまして、総額3430万3千円でございます。また、幼稚園、こども園の職員への事務用及びインターネット接続用のパソコン増設といたしまして1400万円、また電子図書館の図書費の増額といたしまして200万円、さらには聖火リレー関連の予算といたしまして33万2千円の減額補正、ただし翌年度の債務負担といたしまして139万4千円の計上をいたしましたところでございます。

さらに、教育委員会に関連する議案といたしまして、まず第5次総合計画の基本構想の策定についてでございます。教育部に関連する基本的政策方針といたしましては、1番、未来を創造する子どもたちのためにということで安心して子どもを産み、育てることができる環境を整え、地域全体で子育てを支えていく町を目指すとともに、家庭、地域、学校などの連携協同をさらに進め、子どもたちの教育環境づくりに取り組むこと、さらには3番といたしまして誰もが等しく生涯輝き続けるためにということで、文化や芸術、スポーツまた歴史文化財の保存と継承、展開も含めまして生涯にわたって心の豊かさを育むことができる環境づくりを進めていくことの方針が可決されたところでございます。

次に香芝市都市公園条例の一部改正によりまして、総合プールについては令和3年3月31日をもって正式な廃止が決定しております。ご審議の中では今後の施設の安全管理、また総合公園全体の整備計画、当面の有効利用の在り方や、プール利用者への代替案などについてご質問があったところでございます。

次に香芝市文化施設条例の一部改正についても上程されまして、長く生涯学習の拠点の1つとして利用されてきました文化施設であるモナミホールについても除却解体されることとなりました。審議の中では今後の具体的なスケジュールについて、またモナミホールに代わる施設をどうしていくのか、市民の意見を聞くための検討委員会等の設置はどうするのかといったことなどについてご質問がございました。いずれの施設につきましてもスポーツ、文化といった教育委員会所管の施策と深く関連いたしますので、委員の皆様のご意見をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

教育長

ありがとうございます。只今の報告に対しましてご意見ご質問等がございましたらよろしく願いいたします。田中委員。

田中委員

報告ありがとうございます。今伺いました中でプールが来年の3月31日をもって廃止されるというお話がありました。秋に教育委員会会議のあとに現状のプールの視察につれていっていただきました。あのプールができました当初、私は20代だったと思うのですがその頃によくプールにお邪魔したことがあります。その頃から随分経って、私の子どもが20代なのですが、その子たちをまた連れて行ったこともありました。その頃から見ましても現状のプールは相当施設的には、老朽化というよりもこのままで大丈夫なのかというレベルのところまできていたのではないのかなと思います。そういう部分では、廃止も止むを得ないということは理解できますが、やはり小学校、中学校辺りの時に相当プールにお邪魔した記憶があります。最近の現状から言いますと、夏休みの学校のプールの開催日数というのが昔と比べまして日数も減っています。そういう部分ではやはりプールという施設は、子どもたちやそのご家庭にとって非常にありがたい施設なのではないかなと個人的に思います。そういう意味では今度総合運動公園ができました暁には、同時にオープンできれば最高ですが、1日も早くこのプールの方は再開していただけるような形で教育委員会といたしましても、市の方に要望して1日も早く再開してもらえるように努力していただきたいと思っております。

教育長 他にございませんか。三岡委員。

三岡委員 私の方からはモナミホールのことについてでございます。モナミホールは市民の皆様方に本当に愛されて長い間使われてきたホールで、無くなってしまうことは非常に寂しいことです。しかし、今の状態で屋根がかなり老朽化しておりまして、危険な状態で市民の方々も台風が来た時に風で飛ばされてしまうのではないかと懸念もいただいております。モナミホールは教育委員会においても、小学校の音楽会や中学校の吹奏楽部、様々な場面で講演会など使用してきまして、これが無くなってしまうと、やはりふたかみホールだけでは、演奏会が狭くて行えないという状況があります。今すぐモナミホールに代わるものを建てるということは困難ですので、とりあえず近隣の自治体が持っているらっしゃるホールをお借りしやすいような仕組みの構築を早急にお願ひしたいと考えております。

教育長 教育部長。

教育部長 市議会の中でも、モナミホールの今後についてどういうスケジュールになるのかといったようなご意見もありました。それにつきましては、今後検討委員会などが設けられるといったような回答もございましたが、まずはその間、市民の皆様が使いやすいようにといったような配慮のご質問かと思ひます。今、近隣の市町村がそれぞれの文化施設や体育施設などを広域で利用できないかといったような検討がなされておりまして、アンケートの実施ですとか、今後その施設をどのようにしていくのかといったような協議がなされているということもござひます。そういうところで、先ほど仰いましたような利用のしやすさといったような意見もおそらく出てくるのではないかと思ひますので、そういった状況などが私どもの知るところとなりましたら委員の皆様にも情報の提供をさせていただきたいと思ひております。以上です。

教育長 三岡委員。

三岡委員 ありがとうございます。学校関係だけでなく、市民の皆様の文化活動を継続できるように、中断させないような形でなんとか取り組んでいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

教育長 ありがとうございます。他にございませんか。關野委員。

關野委員 総合プールとモナミホールと運動活動的な部分と文化的な部分がこういう状況となってくるのは市としては寂しいなと思ひます。総合運動公園というところが今計画されていますので、できるだけ早く皆さんが使えるような状況でやっていただけるといふことなので安堵しています。また、モナミホールが文化活動の拠点となりますので、いろいろなところで講演があったりして私も見に行つたことがあります。文化活動にさらに良くなるような形に変えていただけたらなと思ひます。完全に文化活動の拠点を廃止するのではなくて、新たなる拠点となるように考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

教育長 田中委員。

田中委員 今、モナミホールの件もお話が出ました。個人的思つていることなのですが、閉鎖された後どういった使い方ができるのか個人的にいろいろと想像していました。その中で、1つ思ふのができるだけ安い費用で例えば学校であつて例えば福祉センターで活動されているような福祉団体やボランティアセンターの方々、それから当然公民館

で文化活動をされている方、あと体育館で活動をされているようなスポーツをされている方、それからレクリエーション協会の方たち皆さんが、ハイブリッドで使えるような屋根付き広場のようなどできるだけ大きく柱のないワンフロアの舞台付きのような平屋の建物ができれば、かなりハイブリッドな使い方ができるのではないかと個人的に思っていました。これは私の想像の中で、そういったことができればいいなという想像でしかございませんが、何かどこかに特化するのではなく、文化施設ですけれども折角ですから、そういう形でいろんな団体が相乗りで使って、そこで人的交流ができるというふうな施設になればいいのではないかと考えています。一応私の意見ということで述べさせていただきました。

教育長 他にございませんか。いろいろご意見ありがとうございました。只今いただきました意見等につきましては、また市長の方にも届けさせていただきたいと思っております。他にございませんか。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。学校教育課より1点報告がございます。今年度中に学習用の端末として市内小中学校の児童生徒に一人一台の端末が整備されることになっております。その端末の効果的効率的な活用を目指して、市の教育委員会としましては市立学校のICT教育活用計画というものを策定させていただいております。今お手元の資料になるかと思っております。その概要につきまして担当の指導主事の方から報告させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお時間いただけたらと思っております。

教育長 竹田指導主事。

竹田指導主事 失礼いたします。お手元の香芝市立学校ICT教育活用計画の方をご覧いただければと思います。これにつきましては、令和元年12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において児童生徒向け一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。本計画表の1ページ目をご覧ください。そこには令和元年12月19日に文部科学大臣から出されたメッセージの方を抜粋して掲載させていただいております。ICT環境整備の背景やその趣旨、目的等が述べられており、そのGIGAスクール構想に基づいて香芝市の子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育の実現に向けてこの活用計画を策定させていただきました。

1ページの下にはGIGAスクール構想のポイントをまとめております。続いて2ページをご覧ください。1の整備計画については当初案の段階では3年から5年かけて段階的に整備という形で計画をしておりましたが、コロナ禍での対応ということで今年度中にすべて前倒しとなりましたので、すべて今年度中に整備をして来年度に向けて活用計画をしていくという形での計画となっております。その中で一部すでにウィンドウズタブレットで整備していたということもございますので、今年度については、中学校の生徒の一部にそのウィンドウズタブレットを割り当てるような形となっておりますが、学習で使用する機能としましてはクロームブックと同じ内容を行うことができるということでございます。次年度以降につきましては、児童生徒すべてにクロームブックがいきわたり、このウィンドウズタブレットについては教職員の一部が指導者用として使用する予定となっております。

続いて、その下の2についてでございます。そこにはICT活用の狙いや、どのような力を子どもたちに身につけさせていくのかについてまとめております。大きくは教える側のわかりやすく教えることと、学ぶ側の主体的に学び取る力の育成がでございます。わかりやすく教えることの一つには拡大提示がでございます。まずは、すべての教員がすぐにでもできることの一つでございます。今後はデジタル教科書も含めた様々な教材を活用いたしまして、よりわかりやすく効率的な授業展開ができるように

なると考えております。また主体的に学び取るための力の育成については（２）に書かせていただいております。ICT 機器というのはあくまでも学習のツールの一つと考えておまして、それらを活用して情報活用能力の育成を目指すものでございます。その次の３ページにまたがって学習指導要領の３つの観点に基づいてどのような内容を行うのかを整理しております。また、小学校低学年から中学校までの間でそれぞれの発達段階に応じて系統立てて育成していく必要があることから、５ページまでにより具体的な内容の方を示させていただいております。

続いて６ページをご覧ください。今年度から来年度は先ほどの内容すべて行えるかといえますと、実際にはなかなか教える側の研修等も必要でございますので、その研修の期間あるいは授業研究の期間をとっていくという形で段階的に指導を進めていくことを考えております。その６ページに示しております資料は、文部科学省の方から示された資料でございますが、来年度はまずはこのステップ１からステップ２を目指して進めて参りたいと考えております。その具体的な内容について６ページの下から７ページに掲載の方をしてしております。

続いて８ページをご覧ください。そちらの４番のところでその具体的な内容の一部を例として掲載をさせていただいております。令和４年度以降につきましては、各校の取組を共有し、さらに研究研修の方を進めて参りたいと考えております。

最後になりますが、１０ページの５には ICT の活用場面の一つとして特別支援教育、あるいは遠隔教育というところでの活用を考えております。本市も特別支援教育には力を入れておりますので、そちらでも活用いただき、また不登校支援あるいは様々な理由で教育を受けられない子どもたちにも教育ができるような機会を確保できるような形で進めて参りたいと考えております。最後のページには、今回の GIGA スクール構想を教職員や保護者向けにわかりやすくまとめたものを掲載させていただいております。これらの計画を基にしながら香芝市の子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びを実現して大きく成長していけるよう、香芝市教育委員会は学校の方を全力でサポートして参りたいと考えております。以上簡単ではございますが、ご報告させていただきます。

教育長 ありがとうございます。只今の報告につきまして何かご意見ご質問等ございますか。暫時休憩します。

(午前 11 時 04 分 休憩開始)

(午前 11 時 05 分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。

本日お渡しをさせていただいております活用計画につきましては、参考資料という形でお示しをさせていただいております。また、ご意見等ございましたら事務局の方に申し付けていただきたいと思います。

では、他に報告事項等ございますか。教育部長。

教育部長 失礼いたします。まず、組織の案がございます。参考資料がございますので配らせていただきます。

教育長 暫時休憩します。

(午前 11 時 06 分 休憩開始)

(午前 11 時 07 分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。教育部長

教育部長 失礼いたします。今お配りいたしましたのは、令和3年度の教育部の組織編制についての案でございます。近年の社会情勢の急激な変化に対応するため、行政が取り組むべき教育課題も、ただ増大するというだけではなく、大変多様化しているということについては、委員の皆様も本当に実感しておられるところかと思えます。特に本市においては、先ほどもございましたけれども、ICT教育を着実に推進していかなければいけないことに加えまして、学校、地域、家庭、いわゆる社会総がかりで教育を進めていく機運の醸成にも一層の努力が必要であると考えているところでございます。市では、来年度に機構の改革が検討されているということでございまして、この機会に教育委員会事務局といたしましても、先に申しましたような課題に取り組める組織体制を構築したいという風に考えてございます。

今、お手元に組織改革案を配らせていただいておりますけれども、特にご覧いただきたいものにつきましては、上から申しますと教育総務課に新たにICT係を創設いたします。また、現在教育総務課の中に係りとしてございました保健給食係でございまして、これを一つの独立した課にして、保健や給食のことについて特化した業務を執り行いたいというふうに考えてございます。また、学校教育課につきましても、事務を管理する部門と、そして特に学校への支援、様々な教育課題がありますのでそういったところで学校への支援を専ら担当いたします学校支援室を設けたいと考えております。こども課、生涯学習課について大きな組織編制はございませんけれども、先ほど申しましたように教育部全体としてこの教育課題にあたって参りたいというふうに思っております。ぜひ、次回の教育委員会会議までにそれぞれの委員の皆様方のご意見やご感想などをまとめておいていただければというふうに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。今お配りさせていただいた、また部長の方からも報告がありました件につきましては次回の教育委員会会議におきましてこれら規則改正が伴うものがございますので、また上程をさせていただきご審議をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

他に報告等ございませんか。ないようでしたら次回の令和3年第1回教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の令和3年第1回教育委員会会議は、1月28日木曜日、午前10時の予定でお願いいたします。

本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重ご審議をいただきまして、ありがとうございます。これもちまして、令和2年第15回教育委員会会議を閉会といたします。

(午前11時11分 閉会)